

四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

| | |
|---------------------|-----|
| 容量が45リットル相当のもの1枚につき | 54円 |
| 容量が30リットル相当のもの1枚につき | 36円 |
| 容量が20リットル相当のもの1枚につき | 24円 |
| 容量が10リットル相当のもの1枚につき | 12円 |

を

| | |
|---------------------|-----|
| 容量が45リットル相当のもの1枚につき | 54円 |
| 容量が30リットル相当のもの1枚につき | 36円 |
| 容量が20リットル相当のもの1枚につき | 24円 |
| 容量が10リットル相当のもの1枚につき | 12円 |
| 容量が5リットル相当のもの1枚につき | 6円 |

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。